

長野県民交通災害共済会員募集!

平成18年度から「岡谷市交通災害共済」は「長野県民交通災害共済組合」に移行します。
1月下旬から区を通じて募集が始まりますので、多くの方の加入をお願いします。

申込みと請求手続きについて

一般加入と 会費

区より配布の申込書（会員証）に記入のうえ、一人年額400円の会費と一緒に袋に入れて、各区の隣組長さんへ申し込んでください。

会員の期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

中途加入：会費納入の翌日から平成19年3月31日まで

※身体障害者（1・2級）等の方は、申請すれば会費を市が負担します。

詳しくは加入申込みのチラシをご覧ください。

団体申込みと 割引

小中学校の児童・生徒、幼稚園および保育園の幼児については、家族の方とは別に学校等を単位に団体申込みができます。

会費は一人年額100円です。（団体申込みの対象とならない方については、一般加入となります）

交通事故にあったらどんな事故でも必ず警察に届けましょう。



見舞金の請求と 見積金額

万一会員が交通事故にあわれたら、まず市役所窓口にお問い合わせをして請求方法を確認してください。

請求に必要な書類等

- ★会員証（兼領収書）（事故日の当該年度のもの）
- ★交通事故証明書
- ★医師等の診断書（入・通院日のわかるもの）



◆見舞金一覧表

この一覧表は平成18年4月1日以降に会員となった方に適用されます

等級	死亡または傷害程度等	人身事故扱いの交通事故証明書による請求の場合の見舞金	物件事故扱いの交通事故証明書または交通事故申立書による請求の場合の見舞金
1級	死亡	1,000,000円	500,000円
2級	実入院・通院日数90日以上	100,000円	43,000円
3級	80日	90,000円	43,000円
4級	70日	80,000円	43,000円
5級	60日	70,000円	43,000円
6級	50日	60,000円	43,000円
7級	40日	50,000円	43,000円
8級	30日	43,000円	43,000円
9級	20日	33,000円	33,000円
10級	10日	23,000円	23,000円
11級	2日	18,000円	18,000円
傷害見舞金	身障1級または2級の障害	300,000円	150,000円
遺児見舞金	義務教育終了前の遺児一人につき	300,000円	300,000円

●死亡とは交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその事故が直接の原因で死亡することをいいます。

●同一日に複数の医療機関に通院した場合の実入院・通院日数は、1日として計算します。また見舞金の対象となる日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の入院および通院日数の合計とします。

●はり、マッサージ等の治療は医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。

※見舞金の請求は交通事故による災害を受けた日から2年以内に行ってください。

問合せ 環境安全課（内線1171）

市内
5会場で
開催!!

市政懇談会

～行財政改革プラン策定～

市政懇談会は、市民のみなさんとの対話により、まちづくりを進めるために開催します。

今回は、自立の道を進むにあたり、市民総参加による、特色のあるまちづくりを推進できる行財政基盤の確立をめざして策定している「岡谷市行財政改革プラン」の内容を中心にお話しし、市民のみなさんと懇談します。

行財政改革に理解を深めるよい機会となりますので、ぜひ、お近くの会場にお出かけください。

■日 程

月	日	曜日	会 場
2	7	火	カノラホール 小ホール
	8	水	川岸支所
	14	火	湊支所
	15	水	長地支所
	16	木	イルフプラザ・カルチャーセンター



■時 間…午後7時～8時30分

※2月16日(木)のみ午後1時30分～3時

☆問合せ 地域振興課 (内線1147)

「不当請求(架空請求)」を知っていますか?

■不当請求とは?

近年、流出した個人情報や名簿を使って、ハガキや電子メールなどで「架空の事実」を理由に請求書や督促状を送りつけるという手口が急増しています。

市の消費生活相談窓口では、今年度329件(ハガキ)の相談があり、実際に70万円(1件)を振り込んでしまった例もありました。「よくわからないが…」「もしかして、あのこと?」といった心のすき間に入り込み、巧みな虚偽や脅迫的な文面で金銭を要求する卑劣な犯罪です。

突然に舞い込む「脅迫文」、あなたならどうしますか?



■不当請求の手口にはまるまで



- あなたや家族へハガキ、手紙などで突然通知が届きます
- 内容は、請求書、督促状です
 - ・総合消費料金未納
 - ・有料アダルトサイトの利用料 など
- あなたの心のすき間を狙っています
 - ・もしかしたら、あのこと?
 - ・何のことだかわからないから、電話してみようかしら…

■いざというときの、これだけは注意!!

注意その1 覚えがなければ、支払わない

請求の文面がどうであれ、身に覚えがなければ安易に支払ってはいけません。脅迫に一度応じると、次々に同様の不当請求の標的になる危険性があります。

注意その2 記載されている電話番号には連絡しない

「もしかしたら」など疑問があるときも、相手側に直接連絡するのではなく、市役所など公的機関に相談しましょう。相手に電話番号を知られてしまいます。

注意その3 個人情報は教えない

既に相手側に知られている個人情報以外は、絶対に自分から言っってはけません。その後、別の不当請求などに利用される恐れがあります。



問 合 せ

環境安全課 (内線1172)